

## 1 目的

- ① 平成22年のバリアフリー整備目標の確実な達成に向け、省内関係部局の連携を強化するとともに、**整備困難駅の解消**など、バリアフリー化を加速。
- ② 平成23年以降の整備目標の設定をはじめとする**今後のバリアフリー施策のあり方**について検討。

〈バリアフリー新法〉

- 基本方針に定める整備目標の期限が原則平成22年末。
- 国の責務として、スパイラルアップ（継続的改善）を規定。  
また、附則には、施行5年後（平成23年）見直し規定あり。

## 2 検討事項等

- バリアフリー化の現況調査、課題把握、評価、整備目標達成の見通し
- 特に**整備困難駅**など目標達成が困難とされる施設について、現状の精査、事業者・地方自治体の**協力体制の構築**等
- **平成23年以降の整備目標**の検討  
(対象施設の拡大、対象規模(5,000人/日以上など)の拡大、整備水準の引上げ 等)
- **新たな支援策**の検討、当事者参画の充実等

※構成 本部長：国土交通大臣、副本部長：国土交通副大臣、本部員：国土交通大臣政務官その他省内幹部

省をあげ、事業者や地方自治体との連携を深めつつ、確実に整備目標を達成するとともに、今後の施策を検討することにより、一層のバリアフリー化を推進。

高齢者人口が急速に拡大していく我が国の将来の社会構造に対応

# 国土交通省バリアフリー推進本部における検討スケジュール

資料 2

